

『三重県の歯科保健行政について』

三重県医療保健部 健康推進課 健康対策班 主任 **森田 昌浩**

「三重県の歯科保健行政」を中心にお話しさせていただき、あわせて「三重県の就業歯科技工士数の年次推移」「歯科技工士数（人口10万人あたり）の都道府県比較」「歯科技工士の年齢構成の経年変化（三重県）」「関係法令・通知等にかかるお願い」についてもご説明させていただきます。

『歯科技工士が知っておくべき情報』

公益社団法人 日本歯科技工士会 常務理事 **片岡 均**
(日技認定講師)

歯科補てつ物等については現在、歯科医療機関から外部の歯科技工所に委託された場合、患者はどこで誰が製作したのかを知ることができません。また歯科技工所開設の無届や、歯科技工士法に定められた事項以外の広告などの事例も散見されています。

国民にとって安全・安心な歯科補てつ物等の普及・推進を図るためには、情報提供とトレーサビリティの確保が重要であり、歯科技工士一人ひとりが法令等を正しく理解することが求められています。私たちが胸を張って歯科医療専門職であるというためには、先に述べた課題を解決しなければなりません。すなわち歯科技工士に関する法令などの熟知と遵守、いわゆるコンプライアンスが必要です。

「ちょっと人手が足りないから」「見つからなければ良い」と無資格者に歯科技工業務をさせてしまう考えは、食品偽装や検査データの改ざんなどと同じだと思います。そのような行為は私たちの地位はもとより、歯科医療・保険制度の信頼を失墜しかねない行為と認識しなければなりません。

日本歯科技工士会には、違法性を指摘するお問い合わせなどをいただきますが、その際に当事者に違法行為を指摘すると、違法性の認識がない方が多いです。私は日本の歯科技工のレベルは世界でもトップクラスとっております。一方、コンプライアンス意識は残念ながらまだまだ低いのではないかとともに思います。

ご参加いただいた皆様には本講演を通じて、法令や保険制度等を正しく理解していただければ幸いです。

『労災保険特別加入制度について』

公益社団法人 日本歯科技工士会 常務理事 **大西 清支**

令和5年4月1日より、ひとり親方の歯科技工所の歯科技工士に労災保険特別加入が認められました。歯科技工士実態調査によると17%が歯科技工作業中のケガを経験しているという。労災保険は歯科技工作業中、通勤途上、歯科医療機関への外交途上のケガや病気が、労災保険により各種補償が受けることができます。保険料率は一般事務職と同率の3/1000、掛け金等は所得控除の対象、加入年齢の制限はない、労災保険は政府管掌の公的保険制度、等々対象の歯科技工士の方々にはお守りのつもりで加入していただきたいと思っております。